

令和3年度大垣市中小企業経済変動対策特別資金のご案内

低利率・利子補給で中小企業を応援します！

大垣市では、経済環境の変化により経営を圧迫されている中小企業の皆さんを支援するため、緊急支援策として「中小企業経済変動対策特別資金」を設けています。

取扱期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日です。

市内中小企業の皆さん、ぜひご利用ください。なお、金融機関の審査があり、場合によっては利用できないことがあります。

融資の種類	中小企業経済変動対策特別資金
融資の内容	諸経費支払など、事業に必要な資金の融資を行います。 経済環境の変化により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的としています。 中小企業経済変動対策特別資金からの借換えにも利用いただけます。
資金使途	運転資金
融資対象者	次の条件を満たすことが必要です。 ① 個人 市内に住み、住民登録をしている方 法人 本社が市内に登録してある事業所
※返済途中に融資対象者の条件を満たさなくなった場合は、その時点で全額返済が必要です。	② 市内で事業を営む方 ③ 市税を完納している方 ④ 次のいずれかの条件を満たす方 ・ 直近3か月の「売上高」が前年同期比で5%以上減少していること ・ 直近決算で欠損が生じていること ・ 中小企業信用保険法第2条第5項又は6項に定める認定を受けていること ・ 東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領に定める認定を受けていること
融資限度額	5,000万円 ※ 限度額の範囲で2口以上の利用が可能です。
融資利率	年1.15%
融資期間	84月以内 (据置期間 12月以内を含む) ※1 ※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第6項に定める認定を受けている市内中小企業者等に限りま。
連帯保証人	取扱金融機関の基準により設定 ※ 連帯保証人を設定する場合は、県内に住んでいる方であること
担保	取扱金融機関の基準により設定
利子補給	支払った利子の半額の補助を受けることができます。(融資期間60月以上の方は、「完済時」の一括利子補給と「中間時と完済時」の分割利子補給のどちらかを選択できます。) ※ 当初の契約どおりに延滞することなく返済し、市税を完納している方に限ります。
取扱金融機関	大垣共立銀行、十六銀行、三菱UFJ銀行、第三銀行、滋賀銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、西美濃農業協同組合の本・支店等

1 中小企業者について

本制度の対象となる中小企業者は、次の従業員規模または資本金規模のうち、どちらか一方を満たしている方です。

業種	小売業	サービス業	卸売業	製造業・その他
従業員規模	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下
資本金規模	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下

2 融資を利用できない業種について

業種	具体例等
農業、農業的サービス業	養鶏業、種苗業等、ただし、次の場合は対象となります。 ① 製造加工設備を有する荒茶仕入茶の生産業 ② 人工ふ化設備を有する鶏卵ふ化・同請負業 ③ 製造加工設備を有する養蚕製造・同請負業 ④ 家畜貸付業 ⑤ 園芸サービス業
林業、狩猟業	ただし、次の場合は対象となります。 ① 製造加工設備を有する製薪業 ② 製造加工設備を有する木炭製造業 ③ 立木を購入し、伐木として素材のまま販売する素材生産業 ④ 請負によって、伐木または伐木と運材をかねる素材生産請負、木材伐出請負、伐木運材請負業
漁業、水産養殖業	
ネットワークビジネス	一般的に「組織販売」「紹介販売」「連鎖販売取引」などと呼ばれる事業形態を総称した商業上の慣用的な呼び名で、ボーナス制度（販売活動を支援・育成していた者の販売成績の中から一定の報酬を、それが自分自身の実際の販売活動に基づいたものでもないにもかかわらず得る制度）が事業形態上あるもの。
遊興飲食業	バー、キャバレー、ナイトクラブ等風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けるもの。 ただし、同法の適用を受けるものであっても、その目的が酒、接待等でなく、食事が主目的の場合は対象となります。
金融業・保険業	ただし、生命保険媒介業、損害保険代理業、損害保険代理業に付帯するサービス業は対象となります
射幸的娯楽業およびそれに付帯するサービス業	競輪場、競馬場、自動車・モーターボート等の競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、風俗関連のサービス業（ソープランド、個室マッサージ等）
個人サービス業の一部	易断所、観相業、集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものは除きます。）
民間職業紹介業の一部	芸妓周旋業
宗教、政治・経済・文化団体	

3 必要書類

(1) 融資の申込みに必要な書類（すべての書類が必要とは限りません）

- | | |
|---|-------------------------|
| ① 融資申込書 | ⑦ 商業・法人登記事項証明書（法人の場合） |
| ② 最近2年分の市県民税の納税証明書（申込人及び連帯保証人分）※非課税の場合は、所得課税証明書 | ⑧ 住民票（居住歴1年未満の場合） |
| ※申込人が法人の場合は、法人市民税納税証明書 | ⑨ 土地等の登記事項証明書等（担保設定の場合） |
| ③ 市税の完納証明書（申込人分のみ） | ⑩ 信用保証書の写し（保証を付けた場合） |
| ④ 最近2年分の決算書・申告書の写し等 | ⑪ 売上高比較証明書 |
| ⑤ 印鑑登録証明書（申込人および連帯保証人分） | ⑫ セーフティネット認定書の写し |
| ⑥ 営業許可証等の写し（許可等必要業種の場合） | ⑬ その他必要な書類 |
| | ※ ②、③、⑤、⑦、⑧は、原本還付 |

(2) 利子補給の申請に必要な書類（融資完済後、または中間時と完済後）

- | | |
|-----------|------------|
| ① 利子補給申請書 | ② 市税の完納証明書 |
|-----------|------------|